

今から備える「生産緑地」の相続対策

日頃より格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。さて、「生産緑地法」は平成3年に改正、平成4年から施行されて7年後には施行後30年となります。今後、生産緑地地区指定から30年をむかえる農地の宅地転用が可能となることから、相続を視野に入れた宅地への変更や長期的なプランニングが重要となります。

この度、下記のとおり「生産緑地」を題材にセミナーを開催いたします。是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- 日時 平成27年11月18日(水) (開場) 午後1時00分
(第1部) 午後1時30分 ~ 午後2時40分
(休憩)
(第2部) 午後2時50分 ~ 午後4時00分
- 会場 世田谷信用金庫 本店「せたしんふれあいホール」 ※当日、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 参加費 無料
- 内容 (第1部)「生産緑地の継続解除と相続継承を考える」
講師：(株)オオバ 事業ソリューション部 課長 岡田 寛之 氏

(第2部)「生産緑地を含む都市農地の相続税について」
講師：フジ相続税理士法人 税理士 高原 誠 氏
- 定員 40名(定員になり次第締切とさせていただきます。)

以上

(第1部講師経歴)

(株)オオバ 事業ソリューション部 課長 岡田 寛之 氏
財務省東京財務事務所管轄の底地財産と借地権の整理処分、借地権者の相続整理業務をはじめ、生産緑地の相続対策を務めるなど、トータル的に不動産相続の担当に携わる。

(第2部講師経歴)

フジ相続税理士法人 税理士 高原 誠 氏
平成17年に税理士登録、平成18年にフジ相続税理士法人設立。相続に特化した専門事務所の代表税理士として、不動産評価部門の(株)フジ総合鑑定とともに、年間400件以上の相続税申告・減額・還付案件に携わる。